佐賀県告示第286号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

その(1)

１　名称

巨勢川調整池特定猟具使用禁止区域

２　区域

佐賀市立金立町大字薬師丸字牟田口の巨勢川と市の江幹線水路が合流する地点を起点とし、同水路を西へ進み同町大字千布字筑州三本柳の里道との交点に至り、同里道を北へ進み同町大字千布字雲州三本松の黒川を渡った地点に至り、同地点から東へ進み巨勢川との交点に至り、同川を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域（巨勢川調整池全域）

３　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(2)

１　名称

神集島特定猟具使用禁止区域

２　区域

唐津市神集島全域

３　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(3)

１　名称

菅牟田特定猟具使用禁止区域

２　区域

唐津市神田の県道唐津肥前線と市道平木場ダム線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道飯田平木場ダム線との交点に至り、同市

道を東へ進み農道との交点に至り、同農道を南へ進み県道千々賀神田線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道山田竹木場線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道山田峠菅牟田線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道八谷橋菅牟田線との交点に至り、同市道を北へ進み県道唐津肥前線との交点に至り、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

4　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(4)

1　名称

大野原特定猟具使用禁止区域

2　区域

嬉野市嬉野町の長崎県と佐賀県との県界と市道大野原陣野線との交点を起点とし、同県界に沿って南東へ進み大野原演習場の境界との交点に至り、同境界を南へ進み同県界との交点に至り、同県界を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

4　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(5)

1　名称

城戸・宮浦特定猟具使用禁止区域

2　区域

三養基郡基山町の福岡県と佐賀県との県界と県道17号久留米基山筑紫野線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み、県道基山公園線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を北へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道城戸１号線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を東へ進み町道長葉山線との交点に至り、同町道を北東へ進み佐賀県と福岡県との県界に至り、同県界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3　存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

4　禁止に係る特定猟具の種類

銃器